



埼玉県報

第 2 3 4 0 号
平成23年11月18日
金 曜 日

目 次

規則

- [職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則\(少子政策課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [戸田都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [新江川土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [吉見領土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [電線共同溝を整備すべき道路の指定\(道路環境課\)](#)
- [和光市中央第二谷中土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出\(市街地整備課\)](#)
- [県道青梅秩父線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道青梅秩父線の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

正誤

- [雑報 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示中訂正\(病虫害防除所\)](#)

規 則

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十六号

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

職員に対する子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（平成二十二年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七七号）」に、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）」に、「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号）」を「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第二百二十号）」に改める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号（第6条関係）

子ども手当認定請求却下通知書

第 年 月 日 号

様

（認定を行う者）

年 月 日付けで請求のあった子ども手当については、次のとおり認定した理由で請求を却下したので通知します。

認 定 に 関 す る 事 項		
1 支給対象となる子どもの数	3歳未満	人
	3歳以上小学校修了前	人
	小学校修了後中学校修了前	人
	計	人
2 手当月額	3歳未満	円
	3歳以上小学校修了前	円
	小学校修了後中学校修了前	円
	計	円
3 支給開始年月	年 月から	
4 支給要件子どもに該当しない子どもの氏名及びその理由	()	
認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項		
却下した理由		
()		
備 考		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の2の規定による文を記載し、教示すること。

様式第2号（第6条関係）

子ども手当額改定請求却下通知書

第 年 月 日

様

（認定を行う者）

請求
改定については、届出により次のとおり改定
子ども手当の額の 職権 したので通知します。
改定の請求については、次のとおり却下

額 改 定 に 関 する 事 項		
1	改定後の支給対象となる子どもの数	3歳未満 人 3歳以上小学校修了前 人 小学校修了後中学校修了前 人 計 人
2	改定後の手当月額	3歳未満 円 3歳以上小学校修了前 円 小学校修了後中学校修了前 円 計 円
3	改定年月	年 月から
4	改定（増・減額）の理由	（ ）
額 改 定 請 求 却 下 に 関 する 事 項		
却下した理由 （ ）		
備 考		

備考 裏面には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の2の規定による文を記載し、教示すること。

様式第六号を次のように改める。

子ども手当受給者台帳

受給者	所属											異動変更											異動変更											異動変更																																											
	氏名											職員											住所											電話	()										支払希望金融機関											名称											口座番号										
	性別	男・女	生年月日			配偶者の有無	有・無	配偶者の氏名											配偶者の職業	ア 被用者 イ 公務員 ウ 被用者等でない者																																																									
子ども	氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	子どもとの関係	子ども手当該当年月日				非該当年月日																																																															
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	3歳未満	3歳以上小学校修了前	小学校修了後中学校修了前	・																																																																
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・																																																																
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・																																																																
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・																																																																
			・	同・別	年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母	・	・	・	・																																																																
備考							認定年月日			支給開始年月			手当月額																																																																
							年 月 日			年 月			円																																																																
							支給事由消滅年月日・消滅事由			3歳未満分			円																																																																
							(消滅事由)			3歳以上小学校修了前分			円																																																																
									小学校修了後中学校修了前分			計			円																																																														

(裏面)

		支 払 年 月 日	年 月 日		
支 払 金 額 欄	2 月 期	子ども手当支給額 ①	3歳未満分 円		
			3歳以上小学校修了前分 円		
			小学校修了後中学校修了前分 円		
			計 円		
	学校給食費等徴収等額 ② 円				
	保育料の特別徴収額 ③ 円				
	寄 附 金 額 ④ 円				
	支払金額 (①-②-③-④) 円				
	6 月 期	支 払 年 月 日	年 月 日	子ども手当支給額 ①	3歳未満分 円
					3歳以上小学校修了前分 円
小学校修了後中学校修了前分 円					
計 円					
学校給食費等徴収等額 ② 円					
保育料の特別徴収額 ③ 円					
寄 附 金 額 ④ 円					
支払金額 (①-②-③-④) 円					
備 考					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二百四十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市民の絆ジャパン
- 三 代表者の氏名
牧 敬子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県戸田市中町二丁目二十番十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災と大津波、そして原発事故に見舞われた被災者の生活を支援するために、施設の建設支援、支援物資・技術支援の提供事業などを行い、被災者の福利厚生の上昇に貢献し、被災地の復興・再生の一助となることを主たる目的とする。そしてそれらの支援事業を通じて日仏交流をはかり、かつ日仏両国の絆を強固なものにして、貧困のために人間の尊厳を損なわれた環境にいる人々を救うための活動を連携して行うことにより、広く国際交流促進に寄与することを企図とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アンブロージア
- 三 代表者の氏名
下村 信子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市小手指町一丁目三十三番二十一舟越ビル二F
- 五 定款に記載された目的
この法人は、全ての社会人たる人々に対し、キャリアに関する教育、相談、支援を行うことによって、将来を担う人的資源の育成を図り、社会と個人の福祉の増進、公共の利益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百四十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年十一月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人かるがも工房
- 三 代表者の氏名
石井 多美子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡白岡町大字上野田三百九十一番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、こころや体に不自由さを感じている人たちの生活の向上を図り、共に生活し支えあうことを目指すと共に、さらに多くの人たちと関わりながら支援の輪を広げ、支援を必要としている人の支えとなることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百四十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年埼玉県告示第千八十二号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目百七十四番十五の一部
- 二 講じられた指示措置等
基準不適合土壤の掘削による除去

告 示

埼玉県告示第千二百四十五号

戸田市から戸田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千三百四十六号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団双愛会上福岡双愛病院	埼玉県ふじみ野市大原二丁目一番十六号	平成二十三年十一月二日

告 示

埼玉県告示第千二百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイスアモールひだか（B街区）

埼玉県日高市大字森戸新田字藤久保八十八番一外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一六九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一六九台

ハ 変更年月日

平成二十四年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十三年十一月八日

二 縦覧期間

平成二十三年十一月十八日から平成二十四年三月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十一月十八日から平成二十四年三月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千三百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越的場新町計画

埼玉県川越市的場新町二十一 七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

・ 周辺交通の影響については、住民説明会における事業者等の回答によると、自動車来店経路はすべて店舗所在地東側のおいせ通りからを想定しており、その場合にも需要率はいずれも一を下回ることから渋滞は発生しない見込みということであった。しかし、最も混雑が予想されている交差点一（霞ヶ関北小南東側）では、開店前に比して休日需要率が約六割増し、平日需要率も四割以上増すことが示されており、自動車通行が増えることにより、おいせ通り以外の周辺道路へ迂回する自動車が増加することが予想される。特に、店舗所在地北側出口Ｔ字路及び交差点一までの間にある二箇所のＴ字路（計三箇所のＴ字路）では、右折車の発生により、交差点一手前で渋滞や事故の発生の可能性が高まるものと考えられる。したがって、安全かつスムーズに通行できるよう、警備員の配置などを含む各種交通対策を開店時のみならず継続的に実施すべきものと考えられる。

・ 騒音予測については、住民説明会における事業者等の回答によると、発生する騒音の予測結果は、昼夜とも環境基準値を満たしており、また、定常・変動騒音とも夜間最大値は規制基準値を満たしているということであった。しかし、騒音については、その感じるところに個人差が大きいことから、開店後に苦情対応するだけでなく、開店後に騒音を実測することにより、実際に基準値を上回る騒音が発生していないことを周辺住民に対して示すべきであると考えられる。

・ 都市計画については、住民説明会における事業者等の回答によると、直接結びつく対策を取っていないということであった。店舗所在地は、川越市決定の都市計画霞ヶ関地区地区計画のE地区の工場等用地内にある。当該都市

計画は、良好な市街地を実現するために、住宅、公益的施設、工場等に用地を区分するとともに、建築物の用途、壁面の位置、垣・柵の構造等に制限を加えている。したがって、このような都市計画の趣旨に鑑みて、店舗所在地の土地所有者である株式会社IHIEエアロスペースが、従来、現地に施していた立木などの緑化施設と同等又はそれ以上の緑化施設を設置すべきであるものと考える。このような緑化施設は、昨今問題となっているヒートアイランド現象や二酸化炭素発生の抑制にもつながるとともに、都市景観の観点からも重要であると考える。

・ 建設工事中に発生する振動・騒音・砂埃については、住民説明会における事業者等の回答によると、十分に配慮するということであった。しかし、工事に発生するこれらの問題に関しては、各住戸により被害状況が異なる予想されることから、工事中に数値測定し、それらが法令の定める基準や一般的にいわれるところの基準を超えるものではないことを周辺住民に対して示すべきであると考える。また、基準を超える被害が発生した場合には、速やかに原因を究明し、対策を講じるべきと考える。

二 縦覧期間

平成二十三年十一月十八日から平成二十三年十二月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告示

埼玉県告示第千三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新江川土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	坂本忠雄	埼玉県行田市大字南河原二千六百九十七番地二
同	吉田孫兵衛	同 同 北河原二百十二番地
同	中村賢一	同 同 酒卷千八百九十番地二
同	坂本芳造	同 同 南河原七百三十二番地
同	佐野春男	同 同 同 二千五百五十二番地
同	吉野三三	同 同 犬塚五百九十九番地二
同	須藤惣平	同 同 酒卷千九百八十三番地一
同	細井清隆	同 同 犬塚六百八十二番地
同	今村五郎	同 同 南河原九百二十番地
同	新島和子	同 同 犬塚六百二十四番地一
同	吉野重雄	同 同 南河原二千六百七十五番地
同	島村光行	同 同 馬見塚三百七十番地三
同	栗原功	同 同 酒卷千九百番地一
同	中丸伊佐夫	同 同 南河原二千六百六十九番地
同	野口定夫	同 同 酒卷千九百七十四番地
監事	吉田勝伸	同 同 北河原九十八番地
同	大屋寛	同 同 犬塚七百三番地

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	坂本忠雄	埼玉県行田市大字南河原二千六百九十七番地二
同	石川敏雄	同 同 酒卷千八百八十五番地
同	吉田勇次郎	同 同 同 千八百六十四番地
同	吉野利行	同 同 犬塚五百四十五番地
同	今村五郎	同 同 南河原九百二十番地
同	中丸伊佐夫	同 同 同 二千六百六十九番地

告 示

埼玉県告示第千二百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県本庄市児玉町小平字上間瀬一九八二の一、一九八四の五、一九九二の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

告 示

埼玉県告示第千三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県熊谷市板井字桜丘一六九七の一、一六九七の二、一六九七の一四
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
公的医療施設用地とするため

告 示

埼玉県告示第千三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年十一月十五日認可した。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

吉見領土地改良区

二 事務所の所在地

比企郡吉見町

告示

埼玉県告示第千二百五十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上田清司

道路の種類	路線名	区間
県道	鶴瀬停車場線	埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目二五二〇番一二 地先から 埼玉県富士見市鶴瀬東一丁目二三七八番六 地先まで

告 示

埼玉県告示第千三百五十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
和光市中央第二谷中土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、
次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

清 水 宏 二 和光市新倉二丁目三十番五十三号

就任した理事の氏名及び住所

澤 田 義 幸 和光市下新倉二丁目三十二番一号

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 青梅秩父線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>飯能市下名栗七四六番一地先か ら同市下名栗七三八番一地先ま で</p>		区 間
<p>一六・三〇〇 三〇・一〇〇</p>	<p>一三・二二〇 一九・六〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二八・九一</p>		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

青梅秩父線	路線名
飯能市下名栗七四六番一地先から 同市下名栗七三八番一地先まで	供用開始の区間
平成二十三年十一月十八日	供用開始の期日
	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年六月二十一日

指令川建セ第二三〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十一月十五日

川建セ第二三〇〇六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字笠原字北ノ前二〇九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字笠原一九五番地一

桜井 直人

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

第四号		指 番 号 定
建築基準法 第四十二条 第一項第四号		指定道路の種類
平成二十二年 十一月十四日		指定の年月日
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字下根通五一番地六地先から 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字下根通二二三番地五地先まで	埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字沖通九四四番地二三地先から 埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字下根通八二番地六地先まで	埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根字沖通九四二番地二六地先まで
指定道路の位置	指定道路の延長 (単位メートル)	指定道路の幅員 (単位メートル)
三三〇・〇〇	一九五・〇〇	一六・〇〇
三九三・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇
一六・〇〇	一六・〇〇	一六・〇〇

告 示

埼玉県選管告示第百五十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年十一月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十三年十一月二十二日 午前十時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

ロ その他

正 誤

雑報 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（平成二十三年十一月八日第二千三百三十七号）中訂正

ページ 行

一 前から二

誤

平成二十三年七月

正

平成二十三年九月